

貸借対照表

(2015年3月31日 現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,758,659	流動負債	15,311,907
現金及び預金	14,382	買掛金	10,941,586
売掛金	14,454,450	リース債務	237,234
仕掛品	223,869	未払金	1,918,947
貯蔵品	4,305	未払費用	610,515
前渡金	8,021	未払法人税等	209,900
前払費用	971,699	前受金	756,680
繰延税金資産	287,508	未払消費税	426,500
未収入金	607,920	預り金	192,602
立替金	100,438	工事損失引当金	17,938
関係会社預け金	2,086,000		
その他の流動資産	63		
固定資産	2,364,066	固定負債	1,742,014
有形固定資産	826,279	リース債務	113,381
建物	461,688	退職給付引当金	1,145,808
構築物	1,064	役員退職慰労引当金	7,148
工具、器具及び備品	260,039	資産除去債務	175,061
リース資産	103,487	長期前受金	291,724
無形固定資産	403,466	その他の固定負債	8,889
ソフトウェア	209,493		
リース資産	188,669		
電話加入権	5,303		
投資その他の資産	1,134,320	負債合計	17,053,922
長期前払費用	320,273	(純資産の部)	
繰延税金資産	463,082	株主資本	4,068,802
敷金	313,394	資本金	100,000
保険積立金	33,145	資本剰余金	300,000
その他の投資等	10,175	その他資本剰余金	300,000
貸倒引当金	△5,750	利益剰余金	3,668,802
		利益準備金	95,216
		その他利益剰余金	3,573,586
		繰越利益剰余金	3,573,586
		(うち当期純利益)	(1,063,784)
		純資産合計	4,068,802
資産合計	21,122,725	負債・純資産合計	21,122,725

(注)記載金額は単位未満を切り捨ててあります。

個別注記表

自 2014年4月 1日
至 2015年3月31日

1. 重要な会計方針

- | | |
|---------------------------------|---|
| (1) 有形固定資産の減価償却方法
(リース資産を除く) | 旧定率法 (ただし、建物は定額法) |
| (2) 無形固定資産の減価償却方法
(リース資産を除く) | 旧定額法
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間
(5年以内) に基づく定額法によっております。 |
| (3) リース資産 (有形) の
減価償却方法 | 所有権移転外ファイナンスリースについては、リース期間を耐用年数
とし、残存価額を10%として計算した定率法による減価償却費相当額
に9分の10を乗じる方法によっております。 |
| (4) リース資産 (無形) の
減価償却方法 | リース期間を耐用年数とする定額法によっております。 |
| (5) 仕掛品の評価基準及び評価方法 | 個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切
下げの方法により算定) |
| (6) 貯蔵品の評価基準及び評価方法 | 先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿
価切下げの方法により算定) |
| (7) 引当金の計上基準 | |
| ①退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務
及び年金資産の見込み額に基づき計上しております。退職給付債務の
算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させ
る方法として、給付算定式基準によっております。過去勤務費用につ
いては、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額
法により、発生時より費用処理しております。数理計算上の差異につ
いては、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数による定額
法により、翌期より費用処理しております。 |
| ②貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権に
ついては債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上すること
としております。 |
| ③役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を
計上しております。 |
| ④工事損失引当金 | 受注案件にかかる将来の損失に備えるため、当事業年度末における受
注案件のうち、損失が発生する可能性が高いと見込まれ、かつ、その
金額を合理的に見積ることが可能なものについては、その損失見込額
を計上することとしております。 |
| (8) 収益及び費用の計上基準 | 請負工事にかかる収益の計上基準については、当事業年度末までの進
捗部分について成果の確実性が認められる総額1億円以上の工事につ
いては工事進行基準 (工事の進捗率の見積りは原価比例法) を、その他
の工事については工事完成基準を適用しております。 |
| (9) 消費税の会計処理 | 税抜方式によっております。 |